

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB は、財務諸表における気候関連およびその他の不確実性についての設例案を提案

目次

背景

設例案

発効日、経過措置およびコメント期間

さらなる情報

本 iGAAP in Focus では、2024 年 7 月 31 日に国際会計基準審議会（IASB）が公表した公開草案（ED）「財務諸表における気候関連およびその他の不確実性 – 設例案」を解説する。

- IASB は、企業が財務諸表における気候関連およびその他の不確実性の影響を報告するために、IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用するかを示す 8 つの設例を IFRS 会計基準に追加することを提案している。
- 設例案は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則および要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。
- IFRS 会計基準に付属する資料（設例を含む）は、当該基準の不可欠な一部ではなく、したがって強制的ではないため、発効日または経過措置は提案されていない。
- ED のコメント期間は 2024 年 11 月 28 日に終了する。

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

背景

2023 年 3 月、IASB は、財務諸表における気候関連リスクの影響の報告を改善するための的を絞った行動を検討するプロジェクトを作業計画に追加した。

IASB は、アジェンダ協議に対する回答者からの強い要望のため、このプロジェクトに取り組むことを決定した。これらの回答者は、財務諸表における気候関連リスクの影響に関する情報が不十分であるか、企業が財務諸表の外で提供する情報と不整合に見えることを懸念していた。

IASB は、財務諸表における気候関連リスクの影響の報告に関する回答者の懸念の内容および原因を理解するための調査を実施した。当該調査に基づき、IASB は、以下のことを決定した。

- 気候関連およびその他の不確実性をカバーするようにプロジェクトの目的を一般化する。
- ED に示される提案の作成を含め、財務諸表におけるこれらの不確実性の影響の報告を改善するための措置を講じる。

見解

IASB は、このプロジェクトの作業を通じて、IFRS のサステナビリティ開示基準を開発する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のメンバーおよびテクニカル・スタッフと協力してきた。このコラボレーションの目的は、企業が財務諸表で提供する情報と、一般目的財務報告書の他の部分で提供する情報との間のつながりを強化することであった。

設例案

本 ED は、企業が IFRS 会計基準の要求事項をどのように適用し、財務諸表における気候関連およびその他の不確実性の影響を報告するかを示す 8 つの設例を提案している。設例自体は主に気候関連の不確実性に焦点を当てているが、示されている原則および要求事項は他のタイプの不確実性にも同様に適用される。

IASB は、以下に関する要求事項に関する設例に焦点を絞ることを決定した。

- 財務諸表における気候関連およびその他の不確実性の影響を報告するのに最も関連性が高いものである。
- 財務諸表における気候関連リスクの影響に関する情報が不十分である、または財務諸表以外の一般目的財務報告書で提供される情報と不整合に見えるという懸念に対処する可能性が高いものである。

見解

IASB は、当設例案を、例えば、教育的資料として別途公表したり、基準自体に追加したりするのではなく、IFRS 会計基準に付属する設例として含めることを決定した。この決定に至るにあたり、IASB は、このアプローチの利点（作成者、監査人および規制当局によるアクセスの容易さおよび利用の容易さ、および IFRS 会計基準に直接含まれる例としてガイダンスが提示される場合よりも内容および形式の柔軟性が高いこと）が、設例案が基準の不可欠な一部ではなく、したがって、一部の法域では翻訳またはエンドースメントされない可能性があるという潜在的な欠点を上回ると判断した。

しかし、公開草案には、このアプローチの利点および代替案に関するフィードバックを求める質問が含まれている。

追加開示につながる重要性の判断 (IAS 第 1 号「財務諸表の表示」/IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」)

この設例案では、製造業者は資本集約型の産業で事業を行っており、気候関連の移行リスクにさらされている。しかし、その移行計画は、影響を受ける資産の残存簿価が小さいこと、減損評価において大幅なヘッドルームがあること、および廃棄義務がないことにより、財務諸表に認識される項目に重要性がある影響を与えることはない。

この設例は、企業が IAS 第 1 号 31 項（IFRS 第 18 号 20 項）の要求事項に従って、財務諸表の文脈で重要性判断をどのように行うかを例示している。この設例では、これらの判断は、IFRS 会計基準の具体的に要求されている開示を超えて、なぜ移行計画（一般目的財務報告書の他の部分で説明されているもの）が財務状況に影響を与えないのかについて説明する記述に関する追加の開示につながる。

見解

この例の鍵となるのは、気候リスクまたはその他のリスクから財務諸表に重要性がある影響が「生じない」こと自体が、特に他の箇所の記述または広範な業界要因が利用者にそのような影響を予想することを合理的に導くかもしれない場合、開示および説明を要求する可能性があることを理解することである。

追加開示につながらない重要性の判断 (IAS 第 1 号/IFRS 第 18 号)

この設例案では、企業は、気候関連の移行リスクへのエクスポージャーが限られている産業で事業を行うサービス・プロバイダーである。この設例は、企業が財務諸表の文脈において、IAS 第 1 号 31 項（IFRS 第 18 号 20 項）の要求事項に従って、どのように重要性の判断を行うかを例示している。財務諸表の利用者に

財政状態または業績に重要性がある影響を与えると予想することに合理的につながる可能性のある他の情報がない場合、これらの判断は、IFRS 会計基準が具体的に要求する開示を超える追加の開示につながらない。

仮定の開示：具体的な要求事項（IAS 第 36 号「資産の減損」）

この設例案では、企業の事業により大量の温室効果ガスが排出され、事業を行う一部の法域で規制の対象となる。この設例は、IAS 第 36 号 134 項(d)(i)-(ii)および 134 項(f)の要求事項を例示している。特に、企業が資産の回収可能価額を算定するために使用する主要な仮定（この場合は、温室効果ガス排出規制の将来の範囲および排出枠のコストに関する情報）と、それらの仮定に価値を割り当てるための企業のアプローチについて、どのように開示するかを例示している。

見解

この例は、減損評価を裏付ける仮定を総合的に考慮する必要性を例示しており、これらの開示は、例えば割引率および長期成長率の見慣れた指標を超えて必要かもしれないということを認識している。

仮定の開示：一般的な要求事項（IAS 第 1 号／IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」）

この設例案では、企業は資本集約型の産業で事業を行っている。当該企業は、一部の非流動資産の帳簿価額を回収する能力に影響を与える可能性のある気候関連の移行リスクにさらされているが、減損レビューを実施した結果、当期に減損は認識されるべきではないと結論付けている。問題となる資金生成単位には、のれんまたは耐用年数が確定できない無形資産が含まれていないため、IAS 第 36 号には、企業の減損評価に使用した仮定を開示するという具体的な要求事項はない。

しかし、この設例は、翌事業年度に重要性がある減損の重大リスクがあるとみなされるため、IAS 第 1 号 125 項および 129 項（IAS 第 8 号 31A 項および 31E 項）の一般的な要求事項が、影響を受ける資産の内容および帳簿価額の詳細とともに使用した仮定に関する情報の開示につながることを例示している。

見解

この例では、重要性がある減損の即時のリスクは、IAS 第 1 号 125 項および 129 項（IAS 第 8 号 31A 項および 31E 項）に基づく開示の範囲に該当する。このようなリスクが長期にわたって重要性を有する予想される場合、開示が適切であるかどうかについて、次の設例で解説したような評価が必要になるかもしれない。

仮定の開示：追加の開示（IAS 第 1 号／IFRS 第 18 号）

この設例案では、企業がその法域で事業を運営し、将来その法域で課税所得を生み出す能力を制限する規制（課税に関連しない）を発表した法域で企業が事業を行い、繰延税金資産の回収に影響を与える可能性がある。しかし、現在の予想では、企業の税務上の繰延欠損金が利用されるまで法律は発効せず、その予想が翌事業年度の事象によって影響を受ける可能性は低いとされている。

この状況では、この設例では、繰延税金資産に関する IAS 第 12 号の具体的な要求事項も、IAS 第 1 号 125 項および 129 項（IAS 第 8 号 31A 項および 31E 項）の一般的な要求事項も適用されないが、発表された規制およびその繰延税金資産に対する影響の可能性に関する企業の仮定は、IAS 第 1 号 31 項（IFRS 第 18 号 20 項）の要求事項により、引き続き開示されるべきであると結論付けている。これは、「企業は、IFRS 会計基準における具体的な要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与えている影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討しなければならない。」という IAS 第 1 号 31 項（IFRS 第 18 号 20 項）の要求事項によるものである。

見解

この設例は、上記の設例と併せて、公開草案が、問題となる資産または負債を取り扱う IFRS 会計基準が具体的に要求していない開示を提供するための基礎として、IAS 第 1 号（IFRS 第 18 号および IAS 第 8 号）の一般的で包括的な要求事項にいかにか大きく依存しているかを例示している。とりわけ、設例案で表現された原則を適用するためには、潜在的なリスクの重要性について慎重な判断が必要になる。

信用リスクに関する開示（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」）

この設例案では、企業は、さまざまなタイプの顧客にさまざまな商品を提供する金融機関である。信用リスク管理実務の一環として、企業は気候関連リスクが信用リスク・エクスポージャーに与える影響を考慮している（具体的には、この例では、農業顧客の干ばつリスクおよび不動産担保ローンの洪水リスク）。この設例は、IFRS 第 7 号 35A 項から 38 項の要求事項を例示している。特に、この設例は、企業が以下を開示する方法を例示している。

- 特定のリスクが信用リスク・エクスポージャーおよび信用リスク管理実務に及ぼす影響に関する情報
- これらの実務が予想信用損失の認識および測定にどのように関連しているかについての情報

廃棄および原状回復に関する引当金（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）に関する開示

この設例案では、ある企業が石油化学施設に関連してプラントの廃棄およびサイトの原状回復の義務を負っているが、その義務の現在価値に重要性がないほど、施設の維持および稼働が非常に長期間続くと予想している。

この例は、特に、関連する引当金の帳簿価額が重要性がない場合でも、プラントの廃棄およびサイトの原状回復義務に関する情報、また、それらを取り巻く不確実性について、企業がどのように開示するかについての IAS 37 号 85 項の要求事項を例示している。

分解情報の開示（IFRS 第 18 号）

この設例案では、企業は、耐用年数が高い有形固定資産を所有しており、その使用により高レベルの温室効果ガスが排出される。同じ機能を果たす排出の少ない代替資産への投資を開始したが、事業の大部分で「古い」資産を引き続き使用している。

この例は、IFRS 第 18 号 41 項、42 項および B110 項の要求事項を例示しており、この場合、2 つの資産タイプのリスク（潜在的な規制および／または消費者の需要から生じる）は十分に異質であるため、このクラスの有形固定資産の注記開示を分解する必要があると結論付けている。

発効日、経過措置およびコメント期間

IFRS 会計基準に付属する資料（設例を含む）は、これらの基準の不可欠な一部ではないため、強制的ではない。したがって、発効日または経過措置は提案されていない。

ED のコメント期間は 2024 年 11 月 28 日に終了する。

さらなる情報

本修正についてご質問がある場合は、通常のエロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

